

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条に基づく自主回収の認定申請の留意事項」及び「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」について

平成九・四・一六 衛環一六一

各都道府県一般廃棄物担当部(局)長宛

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号)が、平成八年十二月二十七日に公布され、平成九年四月一日から施行されることとなった。

これに伴い、主務省において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条に基づく自主回収の認定申請の留意事項」及び「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」をそれぞれ別添1及び別添2のとおりとりまとめ、関係団体に通知したので、貴管下市町村に周知を図られたい。

(別添1)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条に基づく自主回収の認定申請の留意事項 趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第十八条第一項において、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。)は、その用いる特定容器、その製造等をすすめる特定容器又はその用いる特定包装を自ら又は他の者に委託して回収するときに、その回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定(以下「自主回収の認定」という。)を受けることができると規定されており、自主回収の認定を受けた特定容器又は特定包装は、法第十一条から第十三条の規定に基づく再商品化義務量の算定の対象から除くこととされている。

そのため、平成九年度から再商品化の対象となるガラス製容器及びポリエチレンテレフタレート製容器(飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。)について、自主回収の認定の申請に係る留意事項をとりまとめたものである。

申請に係る留意事項

1 認定基準

- ・ 自主回収の認定に係る回収率は、「おおむね九〇%」と定められている。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第二十条)ただし、現状の回収率が八〇%以上であり、その回収の方法から判断して、おおむね九〇%の回収率を達成するために適切なものであると認められる場合については、自主回収の認定をすることとしている。
- ・ 自主回収の認定は、特定容器の種類ごと(色、素材、重量、容量、用途又は形状が異なる特定容器ごと)に行うことを基本とする。ただし、色等が異なる複数の種類の特定容器が同一の方法で回収・再利用等されており、色等別の回収率がおおむね等しくなるものと推定できる場合においては、それらをあわせて認定することができる。

2 申請の方法

申請に当たっては、自主回収の認定を受けようとする特定容器ごとに、3に示す方法により算定した過去三年度分に関する利用量(又は販売量)、回収量及び回収率を様式1による自主回収認定申請書に記載し、次に掲げる書類及び図面を添付の上、事業所管大臣に提出する。

提出部数は、事業所管大臣、厚生大臣、通商産業大臣宛にそれぞれ一部とする。ただし、事業所管大臣が厚生大臣又は通商産業大臣の場合は、厚生大臣、通商産業大臣宛にそれぞれ一部とする。

なお、利用量(又は販売量)回収量等について、必要に応じ更に詳細な書類の提出を求められることがある。

- ・ 回収経路の概略がわかる書類(回収のフロー図)
- ・ 認定を受けようとする特定容器の形状を明示する図面

- ・ 認定を受けようとする特定容器の回収の方法に応じ、次に掲げる書類
 - イ 自ら回収する場合には、直近の事業年度における回収店舗・場所の所在地・名称及び回収量の一覧表
 - ロ 当該特定容器を用いた商品の卸売、小売等を行う事業者委託して回収する場合には、直近の事業年度における特定容器を回収する卸業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表
 - ハ 回収専門業者に委託して回収する場合には、直近の事業年度における回収を委託した回収専門業者等の名称、所在地及びその回収量の一覧表
- ・ 直近の事業年度における利用量（又は販売量）及び回収量を算定した根拠を記載した書類
- ・ 直近の事業年度における回収した特定容器の利用等の状況を記載した書類
- ・ 「おおむね九〇％」の回収率を維持・達成するための方法を記載した書類

3 利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の算定方法

認定を受けようとする特定容器の利用量（又は販売量）、回収量及び回収率は、以下の方法により算定する。

(1) 利用量（又は販売量）

特定容器利用事業者については、当該特定容器一個当たりの重量に、当該特定容器を用いた商品の各事業年度の販売数を乗じて得た量（単位kg）を利用量とする。

特定容器製造等事業者については、当該特定容器一個当たりの重量に、当該特定容器の各事業年度の販売数を乗じて得た量（単位kg）を販売量とする。

(2) 回収量

各事業年度に回収した当該特定容器の総重量（単位kg）を回収量とする。

なお、当該特定容器をカレット又はフレークとして回収した場合には、それが当該特定容器に係るカレット又はフレークであると確認できるものに限り、回収量に含めることができる。（市町村が収集を行った特定容器が再商品化されてカレット又はフレークとなったものを除く。）

(3) 回収率

(2)の回収量を(1)の利用量（又は販売量）で除して得た値（百分率。ただし、小数点以下第二位を四捨五入）とする。

4 申請の期限

自主回収の認定を受けようとする事業者は、認定を受けて当該特定容器に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度の六月末日までに申請書を提出するものとする。

ただし、平成九年度については、平成九年度当初に申請書を提出し、当該年度分から自主回収の認定を受けることができる。

その他

自主回収の認定を受けた特定事業者は、法第三十九条の規定に基づき、原則として毎事業年度終了後速やかに、認定を受けた特定容器ごとに利用量（又は販売量）、回収量及び回収率の実績をとりまとめ、様式2による自主回収状況報告書を主務大臣（事業所管大臣）に提出するものとする。

この場合において、自主回収認定申請を毎年度行う必要はない。

なお、利用量、販売量、回収量等について必要に応じ更に詳細な書類の提出を求めることがある。

(注) 報告書の提出がない場合又は認定を受けた回収の方法が「おおむね九〇％」の回収率を達成するために不適切なものとなったと認める場合には、法第十八条第三項の規定に基づき認定を取り消すことができるので留意されたい。

自主回収認定申請書

平成 年 月 日		申請者	(住所) 〒		(電話)		
主務大臣 殿			(氏名又は名称及び代表者氏名)		局番		
印							
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により自主回収の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。							
特定容器の種類		色		素材			
		容量		重量			
		用途		形状			
事業年度			平成 年度	平成 年度	平成 年度		
特定容器の利用量 又は販売量 (kg)							
特定容器の回収量	容器として回収	自ら回収 (kg)					
		委託して回収 (kg)					
回収量	フレットで回収	自ら回収 (kg)					
		委託して回収 (kg)					
回収率	$\frac{\quad + \quad + \quad +}{\quad} (\%)$						
回収の方法	回収方法による区分		具体的な回収の方法				
	自ら回収						
	委託して回収	卸業者等により回収					
		回収専門業者等により回収					
事務処理欄 (記入しないこと)							

【備考】

- 1 複数の製造場等を有する場合は、販売量、回収量ともすべての製造場等の量を合算して記載すること。
- 2 申請する特定容器については、色、素材、重量、容量、用途、形状が異なるものごとに申請することを基本とする。
- 3 「主務大臣」の欄には、事業所管大臣、環境大臣、経済産業大臣を連記する。
- 4 特定容器の種類・形状の欄は、例えば、「形状を明示する図面を参照」と記載して差し支えない。
- 5 特定容器の利用量又は販売量、回収量及び回収率については、申請しようとする直近の事業年度から3年間の数値を記載すること。

なお、回収場所、回収業者、回収量等に関する一覧表等については、直近の事業年度に係るもののみを添付することとし、直近の事業年度の前年及び前々年分については添付を要しない。
- 6 「回収専門業者」とは、いわゆる、びん商等の回収を専門に行っている業者のことをいう。